

《在宅高齢者配食サービス利用上のお願い》



ご利用内容に変更が出た場合は、下記のとおり手続きをお願いいたします。

変更内容	手続きの方法		備 考	
	連絡するところ	届出書類		
		辞退届		変更届
1 か月以上利用休止の場合	地域包括支援センター 配食業者	○		
1 か月以内利用休止の場合	配食業者			
利用日変更の場合	地域包括支援センター 配食業者		○	デイサービスやヘルパー利用日を変更し、 配食サービスが重なった場合等
市内での引っ越しの場合	地域包括支援センター 配食業者		○	
市外に引っ越しの場合	地域包括支援センター 配食業者	○		
施設に入所した場合	地域包括支援センター 配食業者	○		
親族等と同居することになった場合	地域包括支援センター 配食業者	○		子が同居・孫が同居等
氏名変更の場合	地域包括支援センター 配食業者		○	
申請時と体調に変化のあった場合 (外出できるようになった等)	地域包括支援センター 配食業者	○		

※申請書に記載された住所以外に一時的に移動され、配食を移動先に配送した期間は、対象にはなりませんのでご注意ください。

【中部地域包括支援センター】 電話 0568-21-1733
 【東部地域包括支援センター】 電話 0568-27-2751
 【西部北地域包括支援センター】 電話 0568-54-1113
 【西部南地域包括支援センター】 電話 0568-54-5571